

企業からの物品提供支援事業

企業

(無償提供、または廉価提供)

② 物品提供を申し出る。



公益社団法人 JEO
子どもに均等な機会を

① 物品提供を申し出る企業の募集
(常時)

③ 提供品を理事会にて精査する。

④ 承認された場合、受け入れる。



⑤ HPにて提供先の募集を行う。
(10日～15日間)

⑦ 提供先の決定
応募多数の場合は抽選

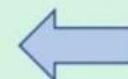
⑧ 提供品の引き渡し。



- ・児童養護施設
- ・運営実態が確認できる子どもの支援団体



⑥ 応募する。



公益社団法人 JEO・子どもに均等な機会を
〒541-0054
大阪市中央区南本町 1-4-10
StoRK BLDG.5F
Tel:06-6125-2666 Fax:06-6260-7504